

九州総合通信局では、電波の利用が増大している中で重要無線通信等に障害を引き起こす不法無線局（電波法第4条による総務大臣の免許を受けずに開設された無線局）の対策として、電波の監視、不法無線設備の販売状況調査、周知・啓発活動等を行うとともに、捜査機関の協力による不法無線局の共同取締りを実施して電波利用環境の保護に努めています。

1 不法無線局（不法三悪）の障害事例

(1) 不法市民ラジオ（CB）

使用周波数帯：27MHz帯

送信電力：5W～1kW

障害事例：主な障害は、テレビ・ラジオの受信障害ですが、電話機、ステレオ、エレクトーン等への音声の混入やシャッター、自動ドア、玄関チャイム、パソコン等の誤作動も発生しています。

(2) 不法パーソナル無線（PA）

使用周波数帯：900MHz帯

送信電力：5W～250W

障害事例：改造された不法パーソナル無線は、主に防災行政無線、携帯電話、MCA無線に障害を与えます。

(3) 不法アマチュア無線（AT）

使用周波数帯：主に150MHz帯、400MHz帯、1.2GHz帯

送信電力：1W～100W

障害事例：改造された不法アマチュア無線は、主に消防・救急用無線、列車無線等に障害を与えます。

2 共同取締りにおける不法無線局（不法三悪）の摘発件数の推移

種別 \ 年度	平成20年度				平成21年度			平成22年度		
摘発件数	21				26			14		
内 訳	CB	PA	AT	その他	CB	PA	AT	CB	PA	AT
	5	13	2	1	6	7	13	4	7	3

※その他：猟犬用発信器（通称ドックマーカ―）